

秋田県告示第353号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、3級水準測量、路線測量）
- 2 作業期間 令和5年8月21日から同年11月30日まで
- 3 作業地域 北秋田市今泉から同市坊沢地内まで

秋田県告示第354号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和5年7月15日から令和6年3月8日まで
- 3 作業地域 米代川22.0キロメートルから46.0キロメートルまで（能代市飛根から北秋田市脇神地内まで）

秋田県告示第355号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり農林水産省東北農政局八郎潟農業水利事業所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年7月5日から令和6年2月20日まで
- 3 作業地域 南秋田郡大潟村字方口地内（C1-3幹線用水路）